

～道路上における設備不良の際の連絡先～

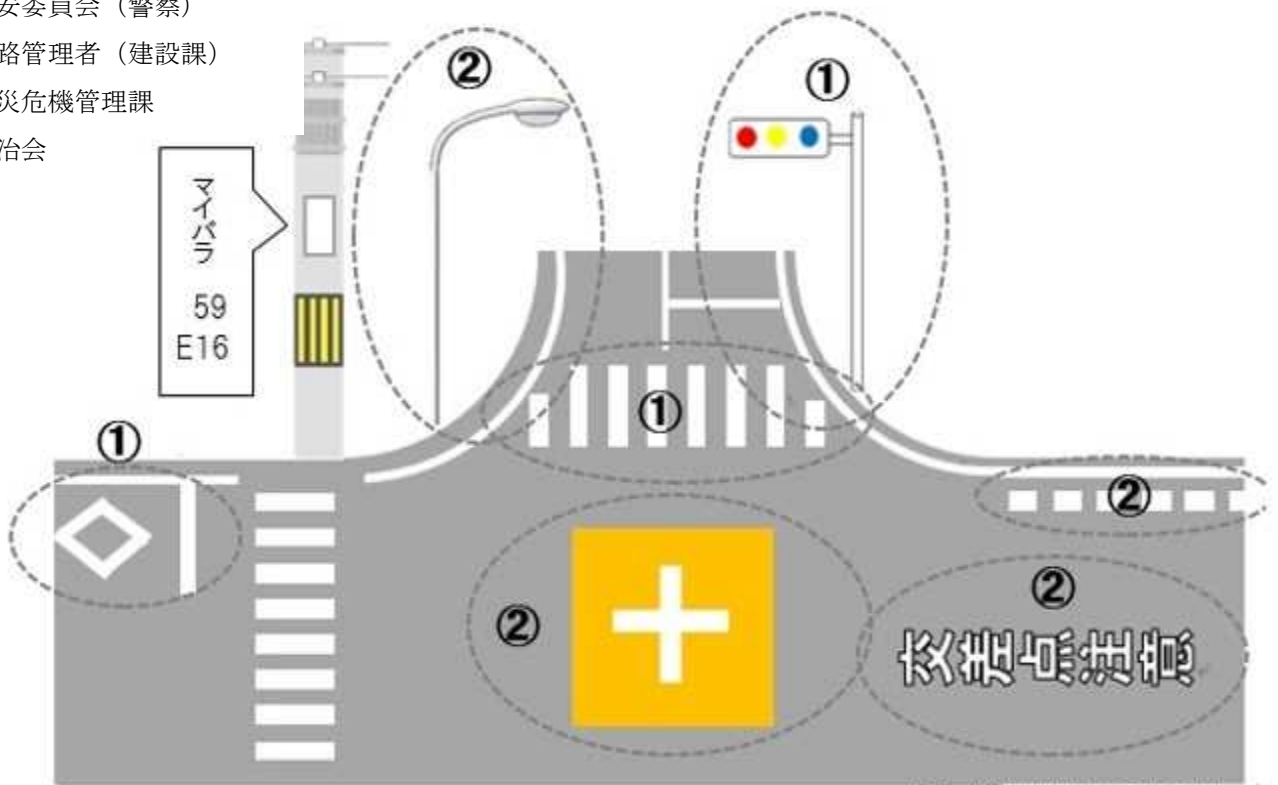
横断歩道の標示が消えかかっている、照明が消えている…。

けれど、どこに連絡すればいいのかわからない！このような経験がありませんか？

下の図は、連絡先がわからないということで、米原市役所 防災危機管理課によく連絡をいただくものです。

こちらを参考にいただき、担当部署への連絡にご協力ください。

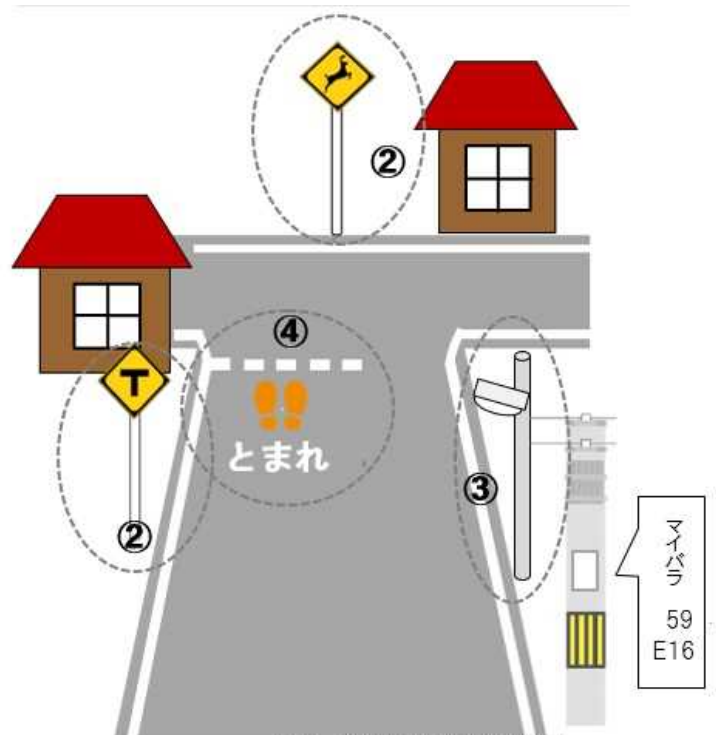
- ①公安委員会（警察）
- ②道路管理者（建設課）
- ③防災危機管理課
- ④自治会



※実際の道路構造物とは異なります。



※イメージ図のため実際とは異なります。



※イメージ図のため実際とは異なります。

① 公安委員会が管理するもの(警察署)

信号機、横断歩道、止まれなどの道路標識および路面標示(交通を規制・指示するもの)

→公安委員会の所管となるため、米原警察署 交通課(52-0110)へご連絡ください。

(新たな交通規制(停止線や横断歩道等)の設置要望についても公安委員会の所管となります)

② 道路管理者(市道:建設課)が管理するもの

【路面標識および路面標示】(交通を規制するもの以外)

→ 点滅信号を撤去した交差点に対する注意喚起のための路面標示。

→ 進行方向別通行区分または進行方向

→ 減速マーク

→ 外側線

→ グリーンベルト

【道路照明灯】(交通安全上、横断歩道や交差点を照らすためのもの)

※ 照明灯が消灯しているのを発見した際には、恐れ入りますが設置場所および電柱番号(例:マイバラ 59E16)を確認いただき連絡をお願いします。ご協力をお願いします。

<道路管理者>

・市道 → 米原市役所 建設課(0749-53-5143)

・県道 → 長浜土木事務所 管理調整課(0749-65-6639)

・国道 → 滋賀国道事務所 彦根維持出張所(0749-22-1140)

③ 防災危機管理課が所管するもの

【防犯灯】(防犯上、道路を照らすためのもの)

→集落と集落間に設置されている防犯灯の管理は、防災危機管理課となります。

→集落内に設置されている防犯灯の管理は、各自治会となります。

※ 防犯灯が消灯しているのを発見した際には、恐れ入りますが設置場所および電柱番号(例:マイバラ 59E16)、米原市の管理番号(例:米原市 0157、O-32)を確認いただき連絡をお願いします。ご協力をお願いします。

④ 自治会で管理する路面標示:「トマレ」、「とまれ」

自治会内で路面標示を設置される際には、別添の

『自治会による路面標示についての注意事項』をご覧くださいませようお願いします。

■ ペンキおよびローラー、文字型の貸し出しを行っています ■ ※事前に連絡をお願いします。



← 「とまれ」と「」がセットになった型

安全で安心な米原市を目指して
ご協力をお願いします。